

# 第 1 1 次 坂井市交通安全計画



令和 3 年 4 月改定

# 目 次

計画の趣旨 .....	1
道路交通の安全 .....	2
第 1 章 交通事故の現状と交通安全計画の基本目標 .....	2
1 交通事故の現状 .....	2
2 交通事故の特徴 .....	3
3 交通安全計画の基本目標 .....	5
第 2 章 道路交通安全対策 .....	6
1 交通安全思想の普及促進 .....	6
2 高齢運転者による重大交通事故の抑止 .....	8
3 道路交通環境の整備 .....	9

## 計 画 の 趣 旨

### 1 策定の趣旨

本格的な人口減少・超高齢社会を迎えるなど、坂井市を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、身近な問題である交通安全の確保が重要な要素となっています。

これまでも、交通安全対策基本法に基づき昭和 46 年度以降、10 次にわたる国の「交通安全基本計画」と県の「交通安全計画」が策定され、坂井市も平成 18 年 3 月の合併以降、市の交通安全計画を策定し官民一体となって交通安全対策を強力に推進してきました。

しかしながら、依然として市内の交通情勢は厳しく、更なる対策の推進が必要となっています。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、究極的には交通事故のない社会を目指していきます。

そこで、交通死亡事故を減少させるとともに高齢者が当事者となる交通事故を 1 件でも抑止し「交通事故による被害が少ない環境の創出」の実現を図るため本計画を策定するものです。

### 2 計画の期間

2021年から2025年までの5年間とします。

### 3 計画の基本的な考え方

この計画は、従来の方策の狙いや成果を踏まえつつ、国や県の計画における方策との整合や各主体との連携を踏まえた方策の体系化を図るとともに、坂井市の交通事故の特徴、第10次計画策定後に着手された法改正などを含め、交通を取り巻く諸条件の変化に対応し、交通安全教育や交通事故多発地点の安全性の向上などに関する方策の充実を図ります。

また、交通安全の推進には、市民が地域の実情に応じ自ら交通安全に関する取組みに参加し、地域の交通安全を確保するための提案や要望を行うなど、市民の主体的な活動が重要であることから、市民参加、協働の視点に立ち方策を展開していきます。

## 道路交通の安全

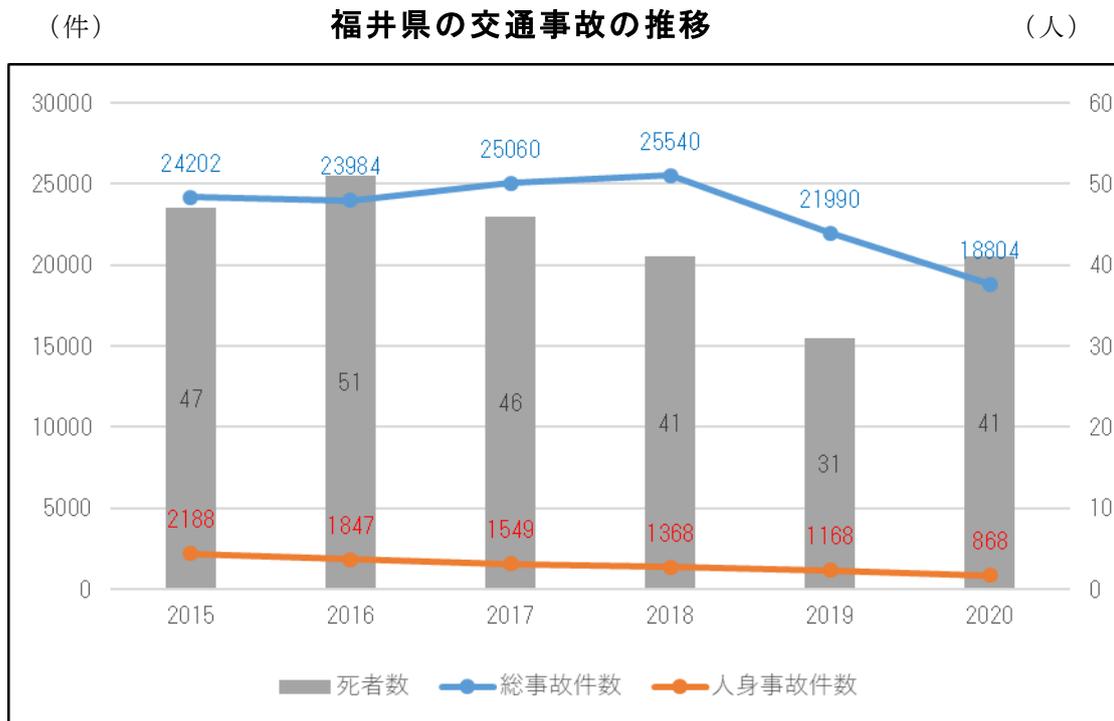
### 第 1 章 交通事故の現状と交通安全計画の基本目標

#### 1 交通事故の現状

##### (1) 福井県

県内の交通事故は、昭和46年に人身事故件数6,529件、死者数175人、負傷者数9,401人とピークに達したものの、その後の交通安全対策の推進により減少傾向にあります。

平成28年度からの第10次福井県交通安全計画では、「交通事故死者数を35人以下とする。人身事故の減少の定着化を図る。」を基本目標に掲げたところ、交通事故死者数は2019年には31人にまで減少し、計画期間中に目標を達成することができました。人身事故件数についても、平成17年から継続して減少し、人身事故の減少の定着化を図るという目標は達成しました。

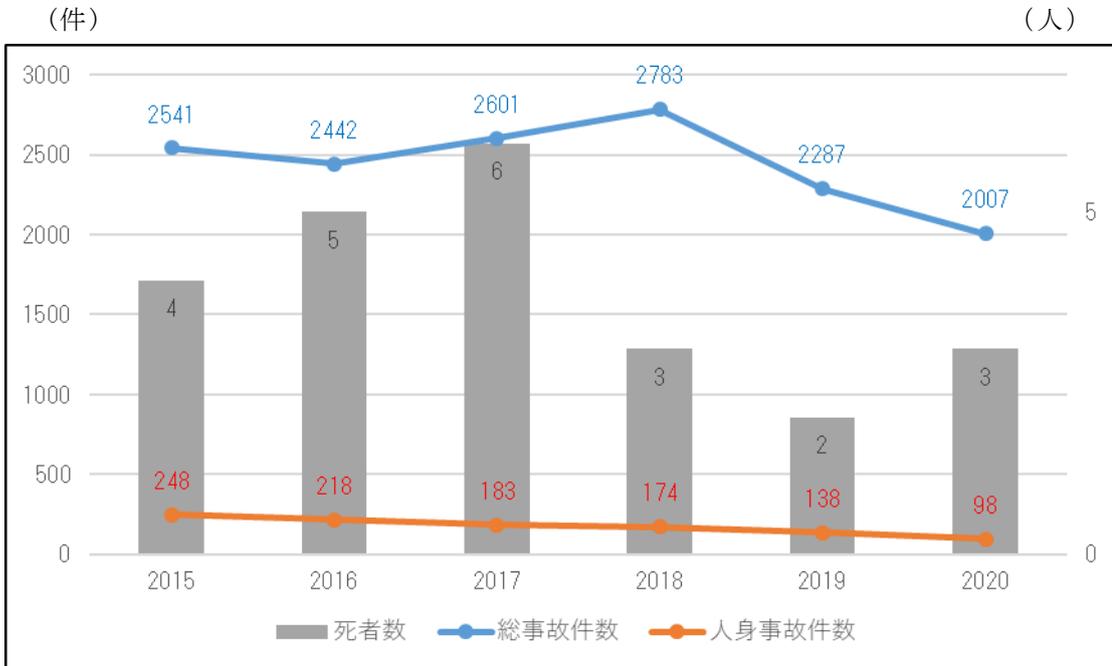


##### (2) 坂井市

坂井市において、交通事故死者数は、平成20年の11人をピークに減少し

第10次の5年間に目標であった死者数0人は達成できなかったものの、人身事故件数も合併時の平成18年の528件から、2020年には98件と100件を切り、人身事故減少の定着化についても目標を達成しました。

**坂井市の交通事故の推移**

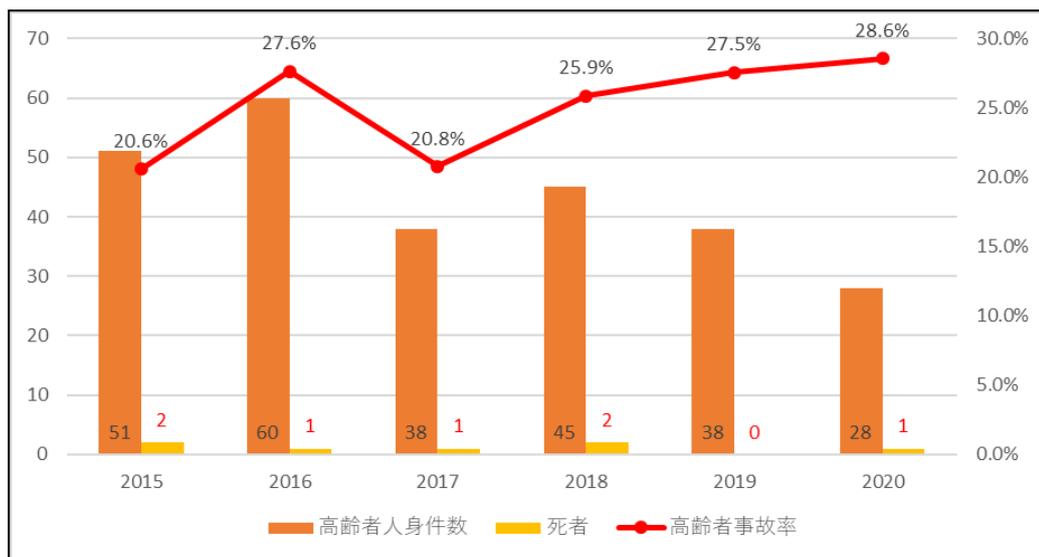


**2 交通事故の特徴 (2015年～2020年)**

(1) 高齢運転者が第1当事者となる人身事故率が高い《坂井市》

高齢運転者が第1当事者となる人身事故率は、2020年で28.6%と高く、県内の構成率27.6%から見ても坂井市の事故率が高い。

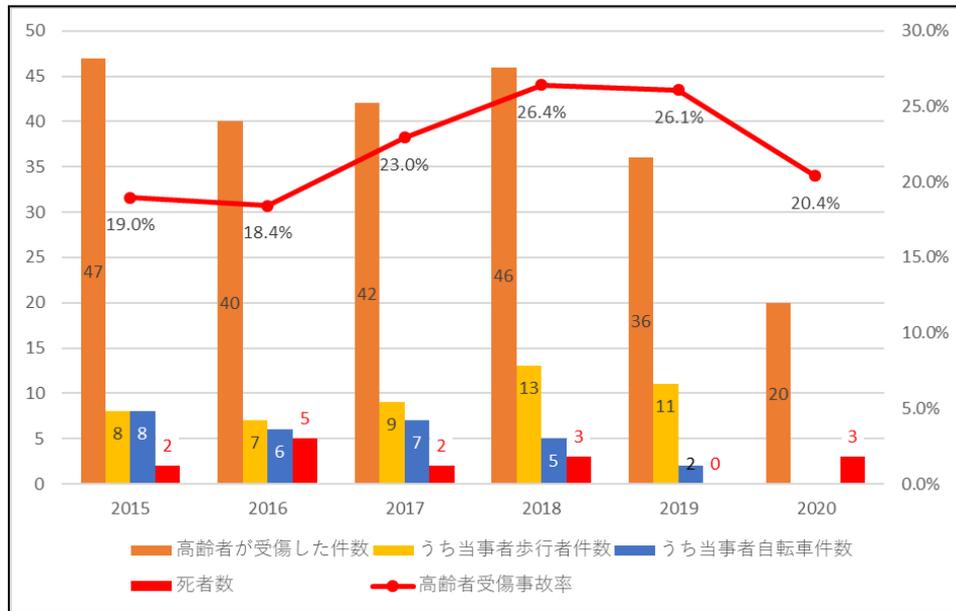
(件、人) **高齢運転者が第1当事者となる人身事故の発生状況**



(2) 事故死者数に占める高齢者の割合が高い《坂井市》

2019年のみ高齢者が犠牲となる死亡事故の発生はなかったものの、その他の年にあつては、交通事故死者数に占める高齢者の構成率が高い。

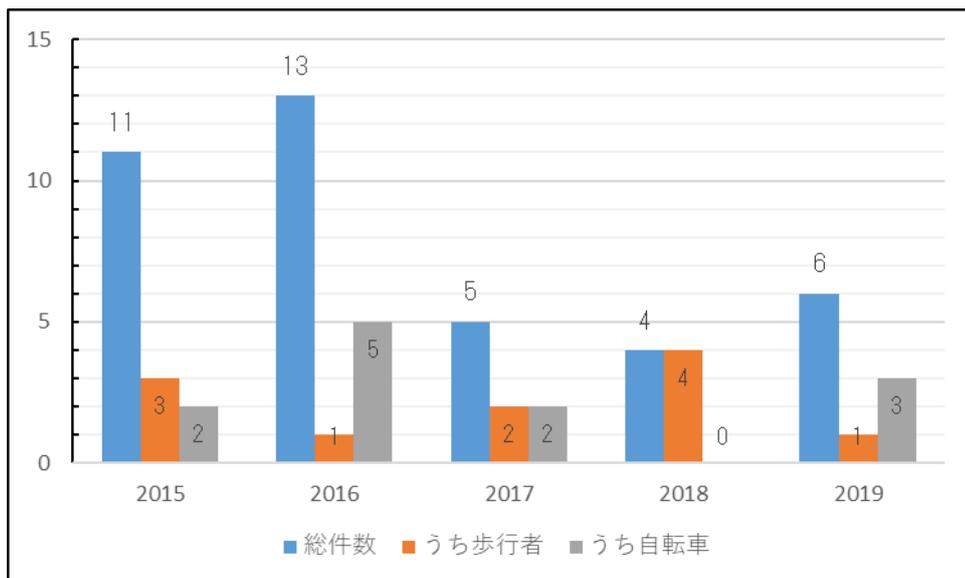
(件、人) 高齢者が受傷した交通事故発生状況



(3) 人身事故件数に占める子どもの割合が低い《坂井市》

全死傷者数に占める子どもの割合は2016年の13件以降 5 件前後で、さらに減少させていく必要がある。

(件) 交通事故により子どもがけがをした事故の件数



### 3 交通安全計画の基本目標

- 2025 年までに交通事故死者数 0 人（ゼロ）を目標とする。
- 人身事故の減少の定着化を図る。
  - ・ 高齢ドライバーによる交通事故の抑止

#### (1) 交通事故死者数

県の「令和 7 年までに交通事故死者数を年間 25 人以下とする」という県の目標を踏まえつつ、本市の現状を考慮し、本計画において 2025 年までに年間の交通事故死者数 0 人（ゼロ）を目指します。

#### (2) 人身事故

交通事故死者数の減少はもとより、交通事故そのものの減少に一層取り組むことが必要であるため、引き続き人身事故の減少を定着化させることを目指します。

この目標達成に向け、本市は、市民・警察・関係機関・団体等と協働してこの計画に掲げた諸施策を総合的かつ効果的に推進します。

## 第 2 章 道路交通安全対策

### I 今後の交通安全対策を考える視点

坂井市の交通事故死者数は減少傾向であるものの、2020 年の人口 10 万人当たりの死者数は全国の死者数(2.25 人)の約 1.5 倍(3.30 人)となったほか、2020 年は交通死亡事故死者全員が高齢者であり、特に高齢者に関しては危機的水準となっています。

以上の現状から、坂井市としても特に高齢者が交通事故の被害者、加害者にならないように各種対策を展開し、交通事故による犠牲者を減らす必要があります。

このような観点から、坂井市としては、

- 1 交通安全思想の普及促進
- 2 高齢者が関係する重大交通事故の抑止
- 3 道路交通環境の整備

の三本柱で、国、県と連携の上、交通安全対策を実施していくこととします。

### II 実施する施策

#### 1 交通安全思想の普及促進

交通事故防止のため、市民の交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるには、人間の成長過程に合わせ生涯にわたる学習を促進し、市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題としてとらえられるように意識改革を働きかけることが重要です。

##### (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

市としては関係機関、団体と連携の上、幼児、小学生、高齢者に対する交通安全教育を推進することとします。

#### ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とします。

#### イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

#### ウ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルールなどの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転席側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して

安全な交通行動を実践することが出来るよう必要な実践的スキル及び交通ルールなどの知識を習得させることを目標とします。

また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

## (2) 交通安全に関する広報啓発活動の推進

### ア 交通安全運動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進するための市民運動として、県、市交通安全対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動における運動重点は、歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止など、時節や交通情勢を反映した事項を設定するとともに、坂井市の実情に即した効果的な交通安全運動を展開するため、必要に応じて市の重点を定めます。

### イ 横断歩行者の安全確保

歩行者に対しては、道路は横断歩道から渡ること、信号機がある場合はその灯火に従うことといった交通ルールの周知を図ります。さらに運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も他の通行車両に気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育、広報などを推進します。

### ウ 自転車の安全利用の推進

市民に対し、自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを広報していきます。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、事故を起こした場合の賠償責任について広報啓発を図るとともに、自転車向けの損害賠償保険の加入を促進するほか、市内の自転車販売店等関係事業者、機関の協力を得て、自転車の点検整備の重要性について広報を実施します。

### エ 全席シートベルト着用の徹底

高速道路だけでなくすべての道路における後部座席を含めた全席のシートベルト着用に関する広報啓発を実施します。

### オ チャイルドシートの正しい着用方法の広報啓発

交通事故におけるチャイルドシート不適正使用時の致死率は適正使用時と比較して格段に高くなることから、警察署と連携の上、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について幼保園、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携

し、保護者及び子供の家族等に対する効果的な広報啓発活動を行います。

#### カ 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報活動を引き続き推進します。

#### キ その他の広報啓発活動の推進

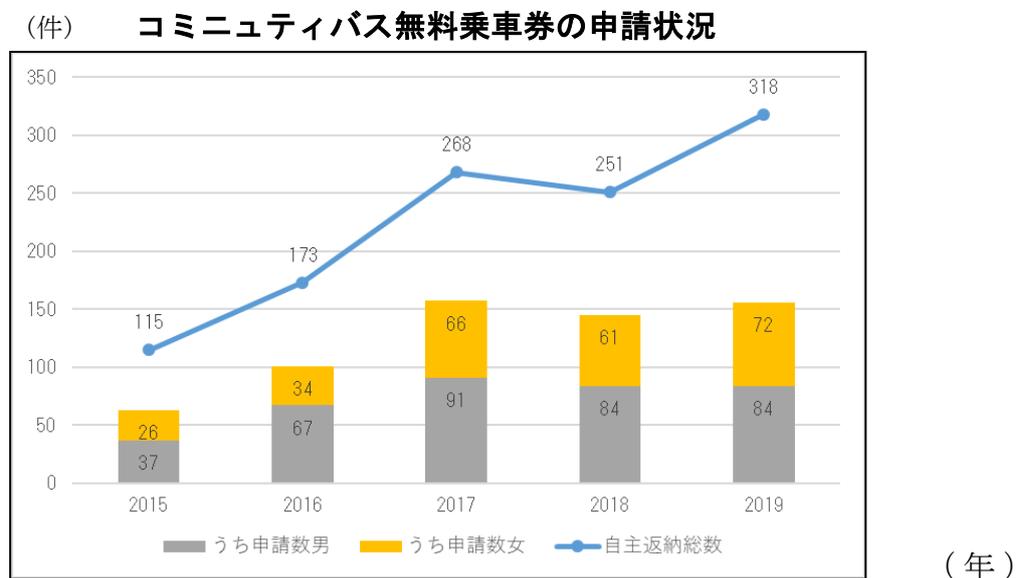
- (ア) 県交通安全協議会において定めた「交通事故ゼロを目指す統一行動日」において、関係機関・団体との街頭監視活動を強化し、市民参加による交通安全運動を推進します。
- (イ) 日没が早まり高齢者の交通死亡事故が増加する秋口に高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、県が「高齢者交通安全推進月間」と定めた 9 月に、高齢者の歩行中や自転車乗車中の交通事故実態を広報するとともに、関係機関と連携し事故防止活動を展開します。
- (ウ) 交通死亡事故が多発し、県が「交通死亡事故多発警報」、「高齢者交通事故多発警報」等を発令した時は、市及び関係機関が連携し街頭監視、広報車による広報等の緊急対策を推進します。

## 2 高齢運転者による重大交通事故の抑止

### (1) 高齢者支援施策の推進

県が展開している高齢免許返納者サポート制度、市が展開している運転免許自主返納支援事業の周知を図るとともに、運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者に対しては、時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」への取り組みを呼び掛けます。

また、高齢者を始めとする地域住民の移動交通手段である鉄道、バスの運行状況を随時見直し、改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図り、高齢者が利用しやすい環境づくりを推進します。



## (2) 安全運転サポート車の普及促進

国が行う「サポカー補助金」制度の周知を図るとともに、県、警察署と連携して高齢者を対象とした安全運転サポート車の乗車体験会を行うなど、安全運転サポート車の普及促進を図ります。

また、運転支援機能の過信・誤解による事故を防止するため、その技術と機能の限界等について情報提供を行っていきます。

## 3 道路交通環境の整備

道路環境の整備については、これまでも警察署、道路管理者等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路（幅員 5.5 メートル未満）の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されています。

しかし、被害が深刻化しやすい歩行中や自転車乗車中の事故を防止するため、歩行者や自転車がよく通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。

このため、今後の道路交通環境の整備にあたっては、関係機関と連携し自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全の推進に取り組むこととします。

### (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

#### ア 生活道路における交通安全対策の推進

市が管轄する道路においては、歩道の整備等により安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会、警察署との連携を強化し車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先する区域の形成によるゾーン内対策、生活道路区域への進入部におけるハンプ設置や、車道幅員の狭小化等を行い、区域外からの通過車両抑制対策を実施します。

#### イ 通学路における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため「通学路交通安全プログラム」等に基づく関係機関との定期的な合同点検、点検結果に基づく対策、対策の効果検証に基づく施策の改善の循環的、継続的な取り組みを支援するとともに、2019 年に実施した未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、保育園等の関係施設及びその所管機関、警察、道路管理者等の関係機関が連携して、ハード・ソフトの両面から交通安全対策を実施します。

#### ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含め、すべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備していきます。

その他、歩道の段差・傾斜、勾配の改善など、既存道路の道路環境の改善に努めます。

## (2) 幹線道路における交通安全対策の推進

### ア 事故危険箇所対策の推進

坂井市内で特に交通事故の可能性が高い区間、場所について、警察署、国、県等の道路管理者が連携して集中的に交通事故対策を実施します。

当該箇所においては、歩道等の整備、交差点改良、見通しの改善、右折レーン等付加車線の整備、区画線等路面標示の整備・更新、道路照明・シェブロンマーク、反射板等の視線誘導標の設置等の対策を推進します。

### イ 重大事故の再発防止

死亡事故、被害者多数の交通事故など社会的反響の大きい重大事故が発生した際は、警察署、道路管理者等と連携の上、速やかに事故原因を調査し同種事故の再発防止を図ります。



坂井市の花・木・鳥  
ユリ・サクラ・カモメ